

訪問介護利用契約書

様

株式会社 AQUA
みやぎ訪問介護ステーション

訪問介護利用契約書

様（以下「利用者」といいます。）と、株式会社AQUAの営むみやぎ訪問介護ステーション（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」にそって「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画にそって【重要事項説明書】に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は、訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者です。
- 4 事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の説明書を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月25日頃に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月25日までに現金又は、口座引落で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、サービス提供当日に通知する等サービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定め

る計算方法により料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は契約終了希望日の1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - ②利用者又はその家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護が非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合に、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または歯科医師に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

- 1 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 なお、第9条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条（協議事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

＜事業者名＞ 株式会社 AQUA

＜事業者住所＞ 埼玉県北足立郡伊奈町一丁目147番地

＜事業者代表名＞ 代表取締役 宮城 由理

＜事業所名＞ みやぎ訪問介護ステーション

(事業所番号) 1171602822

＜事業所住所＞ 埼玉県上尾市上1127-36

＜事業所代表名＞ 印

＜利用者住所＞

＜利用者氏名＞ 印

＜代理人住所＞

＜代理人氏名＞ 印